

豊島区住宅宿泊事業法等及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行細則（平成30年規則第22号）新旧対照表

現行	改正後（素案）
○豊島区住宅宿泊事業法等及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行細則 平成30年3月27日 規則第22号 （趣旨） 第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省国土交通省令第2号。以下「規則」という。）及び豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年豊島区条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （宿泊者名簿の記載） 第2条 住宅宿泊事業者は、規則第7条第1項に規定する宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しを、宿泊者に対し対面<u>等</u>の方法により実施しなければならない。 （公表） 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて公表するものとする。 （1）届出者名（住宅宿泊事業者が個人である場合は、公表について本人に同意を得た場合に限る。） （2）住宅宿泊管理業者へ委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理業者の商号及び登録番号	○豊島区住宅宿泊事業法等及び住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行細則 平成30年3月27日 規則第22号 （趣旨） 第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）、住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省国土交通省令第2号。以下「規則」という。）及び豊島区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（平成30年豊島区条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （宿泊者名簿の記載） 第2条 住宅宿泊事業者は、規則第7条第1項に規定する宿泊者名簿の正確な記載を確保するため、宿泊者名簿の記載及び鍵の受渡しを、宿泊者に対し対面の方法により実施しなければならない。 （公表） 第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて公表するものとする。 （1）届出者名（住宅宿泊事業者が個人である場合は、公表について本人に同意を得た場合に限る。） （2）住宅宿泊管理業者へ委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理業者の商号及び登録番号

2 条例第4条第2項に規定する規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて、次の各号に掲げる項目を公表するものとする。

- (1) 届出住宅の所在地、届出番号
- (2) 届出者名
- (3) 業務の停止の場合は停止期間又は業務の廃止の場合は廃止日
(説明書の内容)

第4条 条例第5条第1項に規定する説明書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第4条第2項に規定する規則で定めるところは、区ホームページ及び行政情報コーナーにおいて、次の各号に掲げる項目を公表するものとする。

- (1) 届出住宅の所在地、届出番号
- (2) 届出者名
- (3) 業務の停止の場合は停止期間又は業務の廃止の場合は廃止日
(説明書の内容)

第4条 条例第5条第1項に規定する規則で定める説明書は、別記様式第1号によるものとする。

2 条例第5条第1項に規定する規則で定めるその他区長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 届出住宅についての消防機関に対する事前相談記録書等、消防機関に消防法の適合状況について相談を行った旨を証する書類

(2) 火災予防条例(昭和37年東京都条例第65号)第56条の2第1項の規定による届出を要する者は、同項の規定による届出を行った旨を証する書類

(3) 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の3の2の規定による届出を要する者は、同条の規定による届出を行った旨を証する書類

(4) 届出住宅が建物の区分所有権(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第1項に規定する区分所有権をいう。以下同じ。)の対象である場合は、管理規約等(同法第30条第1項の規約及び当該規約に基づき定める細則等をいう。以下同じ。)

(5) 前号に規定する場合は、法第13条に規定する標識の掲示及び第3項に規定する区の指定する標識の設置についての管理組合等(建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する管理を行うための団体をいう。以下同じ。)の了承

(6) 住宅宿泊管理業務の委託が行われる届出住宅の場合は、住宅宿泊管理業者との契約書等

(7) 区その他の関係機関との相談、調整等に関する事項

(8) 法第6条に規定する宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関して

第5条 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法第6条に規定する宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関して講じられた事項

(2) 条例第5条第2項の規定により行った周辺住民に対する事前周知について実施した次に掲げる事項

ア 周知先

イ 周知年月日

ウ 周知に関し使用した文書

エ 周辺住民から得た意見

(3) 条例第5条第4項に定める廃棄物の適正な処理に関する事項

(周辺住民への周知)

第6条 条例第5条第2項に規定する規則で定めるところは、次の各号に掲げ

講じられた事項

(9) 条例第5条第2項の規定により行った周辺住民に対する事前周知について

実施した次に掲げる事項

ア 周知先

イ 周知年月日

ウ 周知に関し使用した文書

エ 周辺住民から得た意見

オ 説明会開催年月日

カ 説明会資料及び議事録

キ 周辺住民から得た意見に対する対応記録

(10) 条例第5条第4項に定める廃棄物の適正な処理に関する事項

(11) 条例第5条第11項に定める町会加入協議に関する事項

(12) 条例第5条第12項に定める代理人に関する事項

(削除)

(周辺住民への周知)

第5条 条例第5条第2項に規定する規則で定めるところは、次の各号に掲げ

る届出住宅の周辺住民への周知を行うものとする。

- (1) 届出住宅が戸建の場合は、敷地境界線から概ね20メートル以内に存する建物に居住する者
- (2) 届出住宅が共同住宅又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の一部に存する場合は、同一の共同住宅等に存する他の住宅及び当該共同住宅等の出入口から概ね20メートル以内に存する建物に居住する者
- (3) 届出住宅が概ね20メートル以内に公道に接しない場合は、公道に至るまでの私道等に接する建物に居住する者

第7条 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 届出住宅の所在地
- (2) 住宅宿泊事業を行おうとする者の名称、住所及び連絡先
- (3) 家主居住型不在型の別
- (4) 届出を行おうとする期日及び事業を開始する予定期日
- (5) 住宅宿泊管理業者に委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先
(区が定める標識)

第8条 条例第5条第3項に規定する区の指定する標識は、別記第2号様式とする。

(苦情対応)

第9条 条例第5条第5項に規定する現場において対応する必要がある場合には、住宅宿泊事業者は、苦情の発生時から概ね30分以内に現場において対応に着手することとする。

(衛生上必要な措置)

第10条 条例第5条第8項に規定するその他の規則で定める衛生上必要な措置は、次の各号に掲げる項目とする。

る届出住宅の周辺住民への周知を行うものとする。

- (1) 届出住宅が戸建の場合は、敷地境界線から概ね20メートル以内に存する建物に居住する者
- (2) 届出住宅が共同住宅又は長屋（以下「共同住宅等」という。）の一部に存する場合は、同一の共同住宅等に存する他の住宅及び当該共同住宅等の出入口から概ね20メートル以内に存する建物に居住する者
- (3) 届出住宅が公道に接しない場合は、当該私道等に接する建物に居住する者

第6条 条例第5条第2項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 届出住宅の所在地
- (2) 住宅宿泊事業を行おうとする者の名称、住所及び連絡先
- (3) 家主居住型不在型の別
- (4) 届出を行おうとする期日及び事業を開始する予定期日
- (5) 住宅宿泊管理業者に委託を行う場合においては、当該住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先
(区が定める標識)

第7条 条例第5条第3項に規定する区の指定する標識は、別記第2号様式とする。

(苦情対応)

第8条 条例第5条第5項に規定する現場において対応する必要がある場合には、住宅宿泊事業者は、苦情の発生時から概ね30分以内に現場において対応に着手することとする。

(衛生上必要な措置)

第9条 条例第5条第8項に規定するその他の規則で定める衛生上必要な措置は、次の各号に掲げる項目とする。

(1) 宿泊者が入れ替わるごとのシーツの清浄なものとの交換 (2) 定期的な清掃及び換気 (3) 届出住宅内で発生する湿気の防止 (4) ねずみ・衛生害虫の生息に関する点検 (5) 浴槽にろ過機等が設置されている場合は、定期的に塩素剤等を用いた配管系統の消毒の実施 附 則 この規則は、平成30年6月15日から施行する。 別記第1号様式（第4条関係） （略） 別記第2号様式（第<u>8</u>条関係） （略）	(1) 宿泊者が入れ替わるごとのシーツの清浄なものとの交換 (2) 定期的な清掃及び換気 (3) 届出住宅内で発生する湿気の防止 (4) ねずみ・衛生害虫の生息に関する点検 (5) 浴槽にろ過機等が設置されている場合は、定期的に塩素剤等を用いた配管系統の消毒の実施 附 則 この規則は、平成30年6月15日から施行する。 附 則 この規則は、令和7年12月15日から施行する。 別記第1号様式（第4条関係） （略） 別記第2号様式（第<u>7</u>条関係） （略）
--	--